

建設リサイクル法 罰則一覧

章	条	項	内容	罰則	罰則条項
第3章 分別解体等の 実施	10	1	対象建設工事の届出	20万円	51条1号
		2	対象建設工事の変更の届出		
		3	対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万円	50条1号
	15		分別解体等義務の実施命令	50万円	49条
第4章 再資源化等の 実施	18	1	発注者への報告の記録	10万円 (過料)	53条1号
	20		再資源化等義務の実施命令	50万円	49条
第5章 解体工事業	21	1	登録	1年・ 50万円	48条1号 同条2号
		2	登録の更新		
	25	1	変更の届出	30万円	50条2号
	27	1	廃業等の届出	10万円 (過料)	53条2号
	29	1	登録の取消し等の場合における解体工事の措置	20万円	51条2号
	31		技術管理者の設置	20万円	51条3号
	33		標識の掲示	10万円 (過料)	53条3号
	34		帳簿	10万円 (過料)	53条4号
	35	1	事業停止命令	1年・ 50万円	48条3号
	37	1	報告の徴収	20万円	51条4号
1		立入検査	20万円	51条5号	
第6章 雑則	42		報告の徴収	20万円	51条4号
	43	1	立入検査	20万円	51条6号